

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

- 第40号議案 島原市スポーツ推進委員に関する規則
- 第41号議案 島原復興アリーナ条例施行規則
- 第42号議案 島原市営平成町多目的広場条例施行規則
- 第43号議案 島原市平成町人工芝グラウンド条例施行規則
- 第44号議案 島原市立有馬武道館条例施行規則
- 第45号議案 島原市立温水プール条例施行規則
- 第46号議案 島原市有明プール条例施行規則
- 第47号議案 島原市営球場条例施行規則
- 第48号議案 島原市営庭球場条例施行規則
- 第49号議案 島原市営運動広場条例施行規則
- 第50号議案 島原市営陸上競技場条例施行規則
- 第51号議案 島原市立屋内相撲場条例施行規則
- 第52号議案 島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則
- 第53号議案 島原市有明体育施設条例施行規則
- 第54号議案 島原市立れいなん会館条例施行規則
- 第55号議案 島原文化会館条例施行規則
- 第56号議案 島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 第57号議案 島原市心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則
- 第58号議案 島原市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 第59号議案 島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則
- 第60号議案 島原市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則
- 第61号議案 島原市教育委員会教育長職務代理者規則の一部を改正する規則
- 第62号議案 島原市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則
- 第63号議案 島原市教育委員会事務の補助執行に関する規則を廃止する規則
- 第64号議案 平成25年度島原市教育委員会表彰について（追加分）

平成25年10月24日 定例会

第40号議案

島原市スポーツ推進委員に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツ推進に関し、その分担する地域又は事項について次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。
- (5) 住民一般に対しスポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言及び連絡調整を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、教育委員会（以下「委員会」という。）が定める。

(委嘱)

第3条 スポーツ推進委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持つ者の中から委員会が委嘱する。

(定数)

第4条 スポーツ推進委員の定数は、41人以内とする。

(任期)

第5条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、同項の期間中においてもスポーツ推進委員を免職することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

(服務)

第6条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則その他規程に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第7条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(補則)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、廃止前の島原市スポーツ推進委員に関する規則（平成22年規則第38号）に基づきスポーツ推進委員として委嘱され現にその職にあるものについては、第3条の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

平成25年10月24日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会に移管される事務の関係規則の整備を図るため、この規則を制定しようとするものである。

第 4 1 号議案

島原復興アリーナ条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島原復興アリーナ条例（平成 1 2 年島原市条例第 1 4 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 島原復興アリーナ（以下「復興アリーナ」という。）の使用許可を受けようとする者は、条例第 4 条の規定により島原復興アリーナ使用許可申請書（様式第 1 号）を使用する日の 1 月前から 7 日前（各種大会及び合宿使用等の場合は使用する日の 1 年前から 1 月前）までに、教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めたときは、この限りではない。

2 委員会は、前項の使用許可申請について、適当と認めたときは、島原復興アリーナ使用許可証（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

3 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が復興アリーナを使用するときは、許可証を携帯しなければならない。

(使用の取消又は変更)

第 3 条 使用者は、復興アリーナの使用の取消又は変更をしようとするときは、島原復興アリーナ使用許可取消（変更）申請書（様式第 3 号）に許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申請を認めたときは、島原復興アリーナ使用取消（変更）許可書（様式第 4 号）を申請者に交付するものとする。

(附属設備の使用料)

第 4 条 条例別表の規定による規則で定める附属設備の使用料は、別表第 1 のとおりとする。

(使用料の減免)

第 5 条 条例第 6 条第 2 項の規定による使用料を減免することができる場合及び減免の率は、別表第 2 のとおりとする。

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、島原復興アリーナ使用料減免申

請書（様式第5号）を使用許可申請書提出のときに併せて委員会に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第6条 条例第11条ただし書の規定による既納の使用料を還付できる場合及びその額は、次のとおりとする。

- （1） 使用者の責に帰することができない事由により使用できなかったとき 全額
- （2） 使用者が使用の日の3日前までに使用許可の取消しを申し出て委員会の承認を得たとき 全額
- （3） 使用者が使用の日の2日前又は前日に使用許可の取消しを申し出て委員会の承認を得たとき 半額

2 使用料の還付を受けようとする者は、島原復興アリーナ使用料還付請求書兼領収書（様式第6号）を委員会に提出しなければならない。

（使用者の守るべき事項）

第7条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 使用の許可を受けていない室及び附属設備を使用しないこと。
- （2） 許可を受けずに広告又はこれに類する掲示をしないこと。
- （3） 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- （4） 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をしないこと。
- （5） 建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは直ちに委員会に届け出ること。
- （6） その他係員の指示に従うこと。

2 使用者は、復興アリーナの使用を終わったときは、係員に申し出て、その点検を受けなければならない。

（入館の制限）

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館させることができる。

- （1） 小学生以下の児童で保護者又は引率者がいないもの
- （2） 酒気を帯びていると認められる者
- （3） 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者

(4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められる者

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が復興アリーナの管理上支障があると認められる者

(読替)

第9条 条例第13条の規定により復興アリーナの管理を指定管理者に行わせる場合における第2条、第3条及び第5条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあり、第2条中「教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」とし、第4条から第6条までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、島原復興アリーナ条例施行規則（平成22年規則第41号）の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、この規則の規定による許可、手続その他の行為とみなす。

平成25年10月24日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会に移管される事務の関係規則の整備を図るため、この規則を制定しようとするものである。

第42号議案

島原市営平成町多目的広場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島原市営平成町多目的広場条例（平成15年島原市条例第6号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の手続等)

第2条 島原市営平成町多目的広場（以下「多目的広場」という。）の使用許可を受けようとする者は、条例第4条の規定により島原市営平成町多目的広場使用許可申請書（様式第1号）を、使用する日の1月前から7日前（競技大会及び合宿使用の場合は、使用する日の1年前から1月前）までに、教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

2 委員会は、前項の使用許可申請について、適当と認めたときは、島原市営平成町多目的広場使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

3 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が多目的広場を使用するときは、許可書を携帯しなければならない。

(使用の取消又は変更)

第3条 使用者は、多目的広場の使用の取消又は変更をしようとするときは、島原市営平成町多目的広場使用許可取消（変更）申請書（様式第3号）に許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申請を認めたときは、島原市営平成町多目的広場使用許可取消（変更）許可書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

(附属設備の使用料)

第4条 条例別表の規則で定める附属設備の使用料は、別表第1のとおりとする。

(使用料の減免)

第5条 条例第6条第2項の規定による使用料を減免することができる場合及び減免の率は、別表第2のとおりとする。

2 使用料の減免を受けようとする者は、島原市営平成町多目的広場使用料減免申請書（様式第5号）を委員会に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第6条 条例第11条ただし書の規定による既に納入した使用料を還付できる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 雨天その他使用者の責めに帰することのできない理由によって使用できなかったとき 全額
- (2) 使用者が使用の日の前日までに使用の取消しを申し出た場合で委員会が正当と認めたとき 半額

2 使用料の還付を受けようとする者は、島原市営平成町多目的広場使用料還付請求書兼領収書（様式第6号）を委員会に提出しなければならない。

(使用後の点検)

第7条 使用者は、多目的広場の使用を終わったときは、係員に申し出て、その点検を受けなければならない。

(遵守事項)

第8条 多目的広場では、次の行為を行ってはならない。

- (1) 使用の許可を受けていない施設及び附属設備を使用すること。
- (2) 許可を受けずに広告又はこれに類する掲示をすること。
- (3) たき火その他危険な行為をすること。
- (4) 許可を受けずに多目的広場内に車を乗り入れること。
- (5) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をすること。
- (6) 施設及び附属設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに委員会に届け出ること。
- (7) 指定場所以外に、ごみ、汚物等を捨てること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、他人の迷惑となるような行為をすること。

(読替)

第9条 条例第13条の規定により島原市営平成町多目的広場の管理を指定管理者に行わせる場合における第2条、第3条及び第5条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあり、第2条中「教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」とし、第4条から第6条までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、島原市営平成町多目的広場条例施行規則（平成22年規則第42号）の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、この規則の規定による許可、手続その他の行為とみなす。

平成25年10月24日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会に移管される事務の関係規則の整備を図るため、この規則を制定しようとするものである。

第43号議案

島原市平成町人工芝グラウンド条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島原市営平成町人工芝グラウンド条例（平成23年島原市条例第7号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第4条の規定により、島原市営平成町人工芝グラウンド（以下「人工芝グラウンド」という。）の施設の使用許可を受けようとする者は、島原市営平成町人工芝グラウンド使用許可申請書（様式第1号）を、通常使用の場合は使用する1月前から7日前までに、各種大会及び合宿使用等の場合は使用する1年前から1月前までに、教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、委員会が必要と認めたときは、この限りではない。

(使用の許可)

第3条 委員会は、人工芝グラウンドの施設の使用を許可したときは、島原市営平成町人工芝グラウンド使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

2 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が人工芝グラウンドの施設を使用するときは、許可書を携帯し、係員から求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(附属設備等の使用料)

第4条 条例別表の規定により規則で定める人工芝グラウンドの附属設備等の使用料は、別表第1のとおりとする。

(使用の取消し等)

第5条 使用者は、人工芝グラウンドの施設の使用の取消し又は変更をしようとするときは、島原市営平成町人工芝グラウンド使用許可取消（変更）申請書（様式第3号）に許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申請を認めたときは、島原市営平成町人工芝グラウンド使用許可取消（変更）許可書（様式第4号）を申請者に交付する。

(使用料の減免)

第6条 条例第6条第2項の規定により、使用料を減免することができる場合及び減免の率は、別表第2のとおりとする。

2 使用料の減免を受けようとする者は、島原市営平成町人工芝グラウンド使用料減免申請書（様式第5号）を委員会に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 条例第11条ただし書の規定により、既に納入した使用料を還付できる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 荒天その他使用者の責めに帰することのできない理由によって使用できなかったとき 全額

(2) 使用者が使用の日の3日前までに使用の取消しを申し出た場合で委員会が正当と認めたとき 全額

(3) 使用者が使用の日の前日までに使用の取消しを申し出た場合で委員会が正当と認めたとき 半額

2 使用料の還付を受けようとする者は、島原市営平成町人工芝グラウンド使用料還付請求書兼受領書（様式第6号）を委員会に提出しなければならない。

(遵守事項)

第8条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

(1) 使用の許可を受けていない区域及び附属設備等を使用しないこと。

(2) 許可を得ないで、広告又はこれに類する掲示をしないこと。

(3) たき火その他危険な行為をしないこと。

(4) 許可を得ないで、グラウンド内に車を乗り入れないこと。

(5) 許可なく物品の販売をしないこと。

(6) 人工芝グラウンドの施設、附属設備その他器具備品等をき損し、若しくは滅失したときは直ちに委員会に届け出ること。

(7) その他係員の指示に従うこと。

2 使用者は、人工芝グラウンドの施設の使用を終わったときは、係員に申し出て、その点検を受けなければならない。

(読替)

第9条 条例第13条の規定により人工芝グラウンドの管理を指定管理者に行わせ

る場合における第2条、第3条及び第5条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあり、第2条中「教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」とし、第4条、第6条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、島原市平成町人工芝グラウンド条例施行規則（平成23年規則第25号）の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、この規則の規定による許可、手続その他の行為とみなす。

平成25年10月24日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会に移管される事務の関係規則の整備を図るため、この規則を制定しようとするものである。

第44号議案

島原市立有馬武道館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島原市立有馬武道館条例（昭和55年島原市条例第14号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 島原市立有馬武道館（以下「武道館」という。）を使用できるものは、次のとおりとする。

- (1) 登録団体（武道練磨振興の目的で組織され、年間を通じ使用する団体で、あらかじめ市に登録されたもの）
- (2) 武道錬磨振興の目的で使用する10人以上の団体（登録団体を除く。）又は個人
- (3) 前2号のほか教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めるもの

(登録の手続)

第3条 武道練磨振興の目的で組織された団体で武道館の使用団体としてあらかじめ登録しようとするものは、島原市立有馬武道館使用団体登録申請書（様式第1号）に島原市立有馬武道館使用団体登録会員名簿（様式第2号）を添えて委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請書を審査し、登録団体の要件に適合すると認めたときは、島原市立有馬武道館使用登録団体証（様式第3号）を交付するものとする。

3 前項の登録証の交付を受けた団体は、登録を受けた事項に変更が生じたときは、速やかに委員会に報告しなければならない。

(使用許可の申請等)

第4条 武道館の使用許可を受けようとするものは、条例第5条の規定により島原市立有馬武道館使用許可申請書（様式第4号）を、使用する日の7日前（個人が使用する場合は、使用する日の1日前）までに、委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めたときは、この限りではない。

2 委員会は、武道館の使用を許可したときは、島原市立有馬武道館使用許可書

(様式第5号)を交付するものとする。

- 3 使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が武道館を使用するときは、前項の許可証を携帯しなければならない。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、使用者に対し、許可証の提示を求めることができるものとする。

(使用許可の変更又は取消)

第5条 使用者は、許可を受けた申請事項を変更しようとするときは、使用する日の3日前までに島原市立有馬武道館使用変更申請書(様式第6号)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 使用者は、武道館の使用を取り消そうとするときは、使用する日の3日前までに島原市立有馬武道館使用取消届(様式第7号)を委員会に提出しなければならない。

(特別設備の許可)

第6条 条例第7条第2項の規定による特別の設備の使用許可を受けようとするものは、島原市立有馬武道館特別設備使用許可申請書(様式第8号)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第8条第2項の規定による使用料を減免することができる場合及び減免の率は、別表のとおりとする。

- 2 使用料の減免を受けようとするものは、島原市立有馬武道館使用料減免申請書(様式第9号)を第4条の申請書と併せて委員会に提出しなければならない。

(使用料の返還)

第8条 条例第9条ただし書の規定による既納の使用料を返還する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 使用者が所定の日までに使用を取り消したとき 半額
- (2) 使用者の責に帰さない事由により使用できなかったとき 全額
- (3) 前2号に掲げるもののほか委員会が必要と認めたとき 委員会が定めた額

- 2 使用者は、使用料の返還を受けようとするときは、使用しないこととなった日から5日以内に島原市立有馬武道館使用料返還請求書兼領収書(様式第10号)を委員会に提出しなければならない。

(使用者の守るべき事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用の許可を受けていない室及び附属設備の使用をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (3) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をしないこと。
- (4) 建物又は附属設備をき損し、又は滅失したときは、直ちに委員会に届け出る
こと。
- (5) 整理及び清掃に努め、常に清潔にしておくこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか使用許可条件に違反しないこと。

(入場の制限)

第10条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館させることができる。

- (1) 他人に迷惑又は危険を及ぼすおそれのある行為をした者又はこれらのおそれがある物品若しくは動物を携帯する者
- (2) 風紀を乱すおそれがあると認める者
- (3) 前2号に掲げるもののほか委員会が武道館の使用に支障があると認める者

(責任者の配置)

第11条 使用者は、委員会が必要と認めるときは、秩序維持又は事故防止のため必要な責任者を配置しなければならない。

(読替)

第12条 条例第14条の規定により武道館の管理を指定管理者に行わせる場合における第2条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあり、第2条中「教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」とし、第7条及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(補則)

第13条 この規則に定めるものを除くほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、島原市立有馬武道館条例施行規則（平成22年規則第44号）の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、この規則の規定による許可、手続その他の行為とみなす。

平成25年10月24日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会に移管される事務の関係規則の整備を図るため、この規則を制定しようとするものである。

第 4 5 号議案

島原市立温水プール条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島原市立温水プール条例（平成 1 5 年島原市条例第 7 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請等)

第 2 条 島原市立温水プール（以下「温水プール」という。）を使用しようとする者は、使用料を支払い普通券（様式第 1 号）又は回数券（様式第 2 号）の交付を受け、使用の際に係員に提出しなければならない。

2 温水プールを団体で利用しようとするものは、使用する日の前日までに島原市立温水プール団体使用許可申請書（様式第 3 号）を教育委員会（以下「委員会」という。）に提出し、島原市立温水プール団体使用許可書（様式第 4 号）の交付を受け、使用の際に係員に提示しなければならない。

3 使用時間を超過して温水プールを使用したものは、不足する使用料を支払い精算券（様式第 5 号）の交付を受け、精算しなければならない。

(専用使用の手続等)

第 3 条 温水プールを専用して利用をしようとするものは、使用する日の 7 日前までに島原市立温水プール専用使用許可申請書（様式第 6 号）を委員会に提出し、島原市立温水プール専用使用許可書（様式第 7 号）の交付を受け使用の際に係員に提示しなければならない。

2 温水プールの専用使用の期間は、引き続き 3 日を超えることができない。ただし、委員会が必要と認めたときは、この限りではない。

3 温水プールの専用使用の許可を受けたものは、使用許可の際に使用料を納入しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めた場合は、後納させることができる。

(使用許可の変更又は取消)

第 4 条 温水プールの団体又は専用使用許可を受けたものは、利用の変更をしようとするときは、島原市立温水プール（専用・団体）使用許可変更申請書（様式第 8 号）を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 温水プールの団体又は専用使用許可を受けたものは、使用を取り消そうとするときは、島原市立温水プール（専用・団体）使用許可取消申請書（様式第9号）を委員会に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第5条 条例第6条第2項の規定による使用料を減免することができる場合及び減免の率は、別表のとおりとする。

- 2 使用料の減免を受けようとするものは、島原市立温水プール使用料減免申請書（様式第10号）を委員会に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第6条 条例第11条ただし書の規定による既納の使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

- （1） 使用者の責に帰さない事由により使用できなかったとき 全額
- （2） 使用者が使用の日の前日までに使用を取り消したとき 半額
- （3） 前2号に掲げるもののほか委員会が必要と認めたとき 委員会が定めた額

- 2 使用者は、使用料の還付を受けようとするときは、使用しないこととなった日から5日以内に島原市立温水プール使用料還付請求書兼領収書（様式第11号）を委員会に提出しなければならない。

（入場の制限等）

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入場を拒否し、又は退場させることができる。

- （1） 感染症の疾患のある者
- （2） 小学生以下の児童で保護者又は引率者がいないもの
- （3） 酒気を帯びていると認められる者
- （4） 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれのある者
- （5） 前各号に掲げるもののほか委員会が管理上支障があると認める者

（遵守事項）

第8条 使用者は、条例に定めるもののほか次の事項を守らなければならない。

- （1） 使用の許可を受けていない室及び附属設備を使用しないこと。
- （2） 許可を受けずに広告又はこれに類する掲示をしないこと。
- （3） 場内において飲食し、又は喫煙をしないこと。

- (4) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をしないこと。
- (5) 写真撮影等は事前に委員会の許可を受けること。
- (6) 施設及び附属設備をき損し、又は滅失したときは、直ちに委員会に届け出る
こと。
- (7) その他係員の指示に従うこと。

2 使用者は、温水プールの使用を終わったときは、係員に申し出て、その点検を受けなければならない。

(読替)

第9条 条例第13条の規定により島原市立温水プールの管理を指定管理者に行わせる場合における第2条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあり、第2条中「教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」とし、第2条、第3条、第5条及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、島原市立温水プール条例施行規則（平成22年規則第44号）の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、この規則の規定による許可、手続その他の行為とみなす。

平成25年10月24日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会に移管される事務の関係規則の整備を図るため、この規則を制定しようとするものである。

第 4 6 号議案

島原市有明プール条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島原市有明プール条例（平成 17 年島原市条例第 79 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請等)

第 2 条 島原市有明プール（以下「有明プール」という。）を使用しようとする者は、使用料を支払い利用券（様式第 1 号）又は回数券（様式第 2 号）の交付を受け、使用の際に係員に提出しなければならない。

2 使用時間を超過して有明プールを使用した者は、不足する使用料を支払い精算券（様式第 3 号）の交付を受け、精算しなければならない。

(専用使用の手続等)

第 3 条 有明プールを専用して使用をしようとするものは、使用する日の 7 日前までに島原市有明プール専用使用許可申請書（様式第 4 号）を教育委員会（以下「委員会」という。）に提出し、島原市有明プール専用使用許可書（様式第 5 号）の交付を受け使用の際に係員に提示しなければならない。

2 有明プールの専用使用の期間は、引き続き 3 日を超えることができない。ただし、委員会が必要と認めたときは、この限りではない。

3 有明プールの専用使用の許可を受けたものは、使用許可の際に使用料を納入しなければならない。ただし、委員会が特別の利用があると認めた場合は、後納させることができる。

(使用許可の変更又は取消)

第 4 条 有明プールの専用使用許可を受けたものは、使用の変更をしようとするときは、島原市有明プール専用使用許可変更申請書（様式第 6 号）を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 有明プールの専用使用許可を受けたものは、使用を取り消そうとするときは、島原市有明プール専用使用許可取消申請書（様式第 7 号）を委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 条例第7条第2項の規定による使用料を減免することができる場合及び減免の率は、別表のとおりとする。

2 使用料の減免を受けようとするものは、島原市有明プール使用料減免申請書（様式第8号）を委員会に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第6条 条例第11条ただし書の規定により、既納の使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

（1） 使用者の責めに帰さない理由によって使用できなかったとき 全額

（2） 使用者が使用の日の前日までに使用を取り消したとき 半額

（3） 前2号に掲げるもののほか委員会が必要と認めたとき 委員会が定めた額

2 使用者は、使用料の還付を受けようとするときは、使用しないこととなった日から5日以内に島原市有明プール使用料還付請求書兼領収書（様式第9号）を委員会に提出しなければならない。

（入場の制限等）

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入場を拒否し、又は退場させることができる。

（1） 感染症の疾患のある者

（2） 小学生以下の児童で保護者又は引率者がいない者

（3） 酒気を帯びていると認められる者

（4） 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれのある者

（5） 前各号に掲げるもののほか委員会が管理上支障があると認める者

（遵守事項）

第8条 使用者は、条例に定めるもののほか次の事項を守らなければならない。

（1） 使用の許可を受けていない室及び附属設備を使用しないこと。

（2） 許可を受けずに広告又はこれに類する掲示をしないこと。

（3） 場内において飲食し、又は喫煙をしないこと。

（4） 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をしないこと。

（5） 写真撮影等は事前に委員会の許可を受けること。

（6） 施設及び附属設備をき損し、又は滅失したときは、直ちに委員会に届け出ることを。

(7) その他係員の指示に従うこと。

- 2 使用者は、有明プールの使用を終わったときは、係員に申し出て、その点検を受けなければならない。

(読替)

第9条 条例第13条の規定により有明プールの管理を指定管理者に行わせる場合における第2条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあり、第3条中「教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」とし、第2条、第3条、第5条及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、島原市有明プール条例施行規則（平成22年規則第47号）の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、この規則の規定による許可、手続その他の行為とみなす。

平成25年10月24日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会に移管される事務の関係規則の整備を図るため、この規則を制定しようとするものである。

第47号議案

島原市営球場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島原市営球場条例（平成元年島原市条例第41号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の手続等)

第2条 島原市営球場（以下「球場」という。）の使用許可を受けようとする者は、条例第4条の規定により島原市営球場使用許可申請書（様式第1号）を、使用する日の1月前から7日前（各種大会及び合宿使用の場合は、使用する日の1年前から1月前）までに、教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の使用許可申請について適当と認めたときは、島原市営球場使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

3 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が球場を使用するときは、許可証を携帯しなければならない。

(使用の取消又は変更)

第3条 使用者は、球場の使用を取消し又は変更をしようとするときは、島原市営球場使用取消（変更）申請書（様式第3号）に許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第4条 条例第6条第2項の規定による使用料を減免することができる場合及び減免の率は、次のとおりとする。

(1) 市が主催又は他の団体と共催して使用する時 10割

(2) 島原市体育協会が主催又は他の団体と共催して使用する時 10割

(3) 市内の小中学校が使用する時 10割

(4) 前3号のに掲げるもののほか、委員会が適当と認める時 10割以内

2 使用料の減免を受けようとする者は、島原市営球場使用料減免申請書（様式第4号）を委員会に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第5条 条例第7条のただし書の規定により既に納入した使用料の還付を受けようとする者は、島原市営球場使用料還付請求書兼領収書（様式第5号）を委員会に提出しなければならない。

（使用許可の取消等）

第6条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を禁止し、中止し、若しくは制限し、又は許可を取り消すことができる。

- （1） 目的以外に使用又は許可の範囲を超えて使用しようとしたとき。
- （2） 球場が天候等のため使用できないとき。
- （3） 前2号のほか、委員会が管理上支障があると認めたとき。

（禁止事項）

第7条 球場では、次の行為を行ってはならない。

- （1） たき火その他危険な行為をすること。
- （2） 許可を受けずに球場内に車を乗り入れること。
- （3） 許可を受けずに広告又はこれに類する掲示をすること。
- （4） 指定場所以外にごみ、汚物等を捨てること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、他人の迷惑となるような行為をすること。

（読替）

第8条 条例13条の規定により島原市営球場の管理を指定管理者に行わせる場合における第2条から第6条までの規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあり、第2条中「教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」とし、第4条及び第5条の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、島原市営球場条例施行規則（平成22年規則第48号）の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、この規則の規定

による許可、手続その他の行為とみなす。

平成25年10月24日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会に移管される事務の関係規則の整備を図るため、この規則を制定しようとするものである。

第 4 8 号議案

島原市営庭球場条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島原市営庭球場条例（平成元年島原市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の手續等)

第 2 条 島原市営庭球場（以下「庭球場」という。）の使用許可を受けようとする者は、条例第 4 条の規定により島原市営庭球場使用許可申請書（様式第 1 号）を、使用する日の 1 月前から 7 日前（各種大会及び合宿使用の場合は、使用する日の 1 年前から 1 月前）までに、教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

2 委員会は、庭球競技団体の会員が使用する場合は、許可申請書に会員名簿を添えて提出させ、一括して使用を許可することができる。

3 委員会は、第 1 項の使用許可申請について、適当と認めたときは、島原市営庭球場使用許可書（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

4 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が庭球場を使用するときは、許可証を携帯しなければならない。

(使用の取消又は変更)

第 3 条 使用者は、庭球場の使用を取消し又は変更をしようとするときは、島原市営庭球場使用取消（変更）申請書（様式第 3 号）に許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第 4 条 条例第 6 条第 2 項の規定による使用料を減免することができる場合及び減免の率は、次のとおりとする。

(1) 市が主催又は他の団体と共催して使用する時 10 割

(2) 島原市体育協会が主催又は他の団体と共催して使用する時 10 割

(3) 市内の小中学校が使用する時 10 割

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、委員会が適当と認める時 10 割以内

2 使用料の減免を受けようとする者は、島原市営庭球場使用料減免申請書（様式

第4号)を委員会に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第5条 条例第7条ただし書の規定により既に納入した使用料の還付を受けようとする者は、島原市宮庭球場使用料還付請求書兼領収書(様式第5号)を委員会に提出しなければならない。

(使用許可の取消等)

第6条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を禁止し、中止し、若しくは制限し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 目的以外に使用又は許可の範囲を超えて使用しようとしたとき。
- (2) 庭球場が天候等のため使用できないとき。
- (3) 前2号のほか、委員会が管理上支障があると認めたとき。

(禁止事項)

第7条 庭球場では、次の行為を行ってはならない。

- (1) たき火その他危険な行為をすること。
- (2) 許可を受けずに庭球場内に車を乗り入れること。
- (3) 許可を受けずに広告又はこれに類する掲示をすること。
- (4) 指定場所以外にごみ、汚物等を捨てること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、他人の迷惑となるような行為をすること。

(読替)

第8条 条例第13条の規定により島原市宮庭球場の管理を指定管理者に行わせる場合における第2条から第6条までの規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあり、第2条中「教育委員会(以下「委員会」という。)」とあるのは「指定管理者」とし、第4条及び第5条の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、島原市営庭球場条例施行規則（平成２２年規則第４９号）の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、この規則の規定による許可、手続その他の行為とみなす。

平成２５年１０月２４日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会に移管される事務の関係規則の整備を図るため、この規則を制定しようとするものである。

第 4 9 号議案

島原市営運動広場条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島原市営運動広場条例（平成 2 年島原市条例第 1 5 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の手続等)

第 2 条 島原市営運動広場（以下「運動広場」という。）の使用許可を受けようとする者は、条例第 5 条の規定により島原市営運動広場使用許可申請書（様式第 1 号）を、使用する日の 1 月前から 7 日前（各種大会及び合宿使用の場合は、使用する日の 1 年前から 1 月前）までに、教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の使用許可申請について、適当と認めたときは、島原市営運動広場許可書（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

3 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が運動広場を使用するときは、許可証を携帯しなければならない。

(使用の取消又は変更)

第 3 条 使用者は、運動広場の使用を取消し又は変更をしようとするときは、島原市営運動広場使用取消（変更）申請書（様式第 3 号）に許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第 4 条 条例第 7 条第 3 項の規定による使用料を減免することができる場合及び減免の率は、次のとおりとする。

- (1) 市が主催又は他の団体と共催して使用するとき 10 割
- (2) 島原市体育協会が主催又は他の団体と共催して使用するとき 10 割
- (3) 市内の小中学校が使用するとき 10 割
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、委員会が適当と認めるとき 10 割以内

2 使用料の減免を受けようとする者は、島原市営運動広場使用料減免申請書（様式第 4 号）を委員会に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第5条 条例第8条ただし書の規定により既に納入した使用料の還付を受けようとする者は、島原市営運動広場使用料還付請求書兼領収書（様式第5号）を委員会に提出しなければならない。

（使用許可の取消等）

第6条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を禁止し、中止し、若しくは制限し、又は許可を取り消すことができる。

- （1） 目的以外に使用又は許可の範囲を超えて使用しようとしたとき。
- （2） 運動公園が天候等のため使用できないとき。
- （3） 前2号のほか、委員会が管理上支障があると認めたとき。

（禁止事項）

第7条 運動広場では、次の行為を行ってはならない。

- （1） たき火その他危険な行為をすること。
- （2） 許可を受けずに運動広場内に車を乗り入れること。
- （3） 許可を受けずに広告又はこれに類する掲示をすること。
- （4） 指定場所以外にごみ、汚物等を捨てること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、他人の迷惑となるような行為をすること。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、島原市営運動広場条例施行規則（平成22年規則第50号）の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、この規則の規定による許可、手続その他の行為とみなす。

平成25年10月24日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会に移管される事務の関係規則の整備を図るため、この規則を制定しようとするものである。

第50号議案

島原市営陸上競技場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島原市営陸上競技場条例（平成5年島原市条例第5号。以下「条例」という。）施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 島原市営陸上競技場（以下「陸上競技場」という。）を使用できる競技は、次のとおりとする。

(1) 陸上競技

(2) サッカー競技及びラグビー競技

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めるもの

(使用許可の手続等)

第3条 陸上競技場の使用許可を受けようとする者は、条例第5条の規定により島原市陸上競技場使用許可申請書（様式第1号）を、使用する日の1月前から7日前（各種大会及び合宿使用等の場合は、使用する日の1年前から1月前）までに、委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めたときは、この限りでない。

2 委員会は、前項の使用許可申請について、適当と認めたときは、島原市陸上競技場使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

3 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が陸上競技場を使用するときは、許可証を携帯しなければならない。

(使用の取消又は変更)

第4条 使用者は、陸上競技場の使用を取消し又は変更をしようとするときは、島原市陸上競技場使用取消（変更）申請書（様式第3号）に許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 条例第6条第2項の規定による使用料を減免することができる場合及び減免の率は、次のとおりとする。

- (1) 市が主催又は他の団体と共催して使用するとき 10 割
- (2) 島原市体育協会が主催又は他の団体と共催して使用するとき 10 割
- (3) 市内の小中学校が使用するとき 10 割
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が適当と認めるとき 10 割以内

2 使用料の減免を受けようとする者は、島原市陸上競技場使用料減免申請書（様式第4号）を委員会に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第6条 条例第7条ただし書の規定により既に納入した使用料の還付を受けようとする者は、島原市陸上競技場使用料還付請求書兼領収書（様式第5号）を委員会に提出しなければならない。

（使用許可の取消等）

第7条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を禁止し、中止し、若しくは制限し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 目的以外に使用又は許可の範囲を超えて使用しようとしたとき。
- (2) 陸上競技場が天候等のため使用できないとき。
- (3) 前2号のほか、委員会が管理上支障があると認めたとき。

（禁止事項）

第8条 陸上競技場では、次の行為を行ってはならない。

- (1) たき火その他危険な行為をすること。
- (2) 許可を受けずに場内に車を乗り入れること。
- (3) 許可を受けずに広告又はこれに類する掲示をすること。
- (4) 指定場所以外にごみ、汚物等を捨てること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、他人の迷惑となるような行為をすること。

（読替）

第9条 条例第13条の規定により島原市営陸上競技場の管理を指定管理者に行わせる場合における第2条から第7条までの規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあり、第2条中「教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」とし、第5条及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

（補則）

第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、島原市営陸上競技場条例施行規則（平成 2 2 年規則第 5 1 号）の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、この規則の規定による許可、手続その他の行為とみなす。

平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会に移管される事務の関係規則の整備を図るため、この規則を制定しようとするものである。

第 5 1 号議案

島原市立屋内相撲場条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島原市立屋内相撲場条例（平成 1 3 年島原市条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第 2 条 島原市立屋内相撲場（以下「相撲場」という。）を使用できるものは、次のとおりとする。

- (1) 登録団体（相撲錬磨振興の目的で組織され、年間を通じ使用する団体で、あらかじめ市に登録されたもの）
- (2) 相撲錬磨振興の目的で使用する 1 0 人以上の団体（登録団体を除く。）又は個人
- (3) 前 2 号のほか教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めるもの（登録の手続）

第 3 条 相撲錬磨振興の目的で組織された団体で相撲場の使用団体としてあらかじめ登録しようとするものは、島原市立屋内相撲場使用団体登録申請書（様式第 1 号）に島原市立屋内相撲場使用団体登録会員名簿（様式第 2 号）を添えて委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請書を審査し、登録団体の要件に適合すると認めたときは、島原市立屋内相撲場使用登録団体証（様式第 3 号）を交付するものとする。

3 前項の登録証の交付を受けた団体は、登録を受けた事項に変更が生じたときは、速やかに委員会に報告しなければならない。

(使用許可の申請等)

第 4 条 相撲場の使用許可を受けようとするものは、条例第 4 条の規定により島原市立屋内相撲場使用許可申請書（様式第 4 号）を、使用する日の 7 日前（個人が使用する場合は、使用する日の 1 日前）までに、委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めたときは、この限りではない。

2 委員会は、相撲場の使用の許可をしたときは、島原市立屋内相撲場使用許可書

(様式第5号)を交付するものとする。

- 3 使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が相撲場を使用するときは、前項の許可証を携帯しなければならない。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、使用者に対し、許可証の提示を求めることができるものとする。

(使用許可の変更又は取消)

第5条 使用者は、許可を受けた申請事項を変更しようとするときは、使用する日の3日前までに島原市立屋内相撲場使用変更申請書(様式第6号)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 使用者は、相撲場の使用を取り消そうとするときは、使用する日の3日前までに島原市立屋内相撲場使用取消届(様式第7号)を委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 条例第6条第2項の規定による使用料を減免することができる場合及び減免の率は、別表のとおりとする。

- 2 使用料の減免を受けようとするものは、島原市立屋内相撲場使用料減免申請書(様式第8号)を第4条の申請書と併せて委員会に提出しなければならない。

(使用料の返還)

第7条 条例第11条ただし書の規定による既納の使用料を返還する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 使用者が所定の日までに使用を取り消したとき 半額
 - (2) 使用者の責に帰さない事由により使用できなかったとき 全額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか委員会が必要と認めたとき 委員会が定めた額
- 2 使用者は、使用料の返還を受けようとするときは、使用しないこととなった日から5日以内に島原市立屋内相撲場使用料返還請求書兼領収書(様式第9号)を委員会に提出しなければならない。

(使用者の守るべき事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用の許可を受けていない付属設備を使用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。

- (3) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をしないこと。
- (4) 建物又は附属設備をき損し、又は滅失したときは、直ちに委員会に届け出る
こと。
- (5) 整理及び清掃に努め、常に清潔にしておくこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか使用許可条件に違反しないこと。

(入場の制限)

第9条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒み、又は退場させることができる。

- (1) 他人に迷惑又は危険を及ぼすおそれのある行為をした者又はこれらのおそれがある物品若しくは動物を携帯する者
- (2) 風紀を乱すおそれがあると認める者
- (3) 前2号に掲げるもののほか委員会が相撲場の使用に支障があると認める者

(責任者の配置)

第10条 使用者は、委員会が必要と認めるときは、秩序維持又は事故防止のため必要な責任者を配置しなければならない。

(読替)

第11条 条例第13条の規定により相撲場の管理を指定管理者に行わせる場合における第2条から前条まで規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあり、第2条中「教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」とし、第6条から第8条の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(補則)

第12条 この規則に定めるものを除くほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、島原市立屋内相撲場条例施行規則（平成22年規則第52号）の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、この規則の規定による許可、手続その他の行為とみなす。

平成25年10月24日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会に移管される事務の関係規則の整備を図るため、この規則を制定しようとするものである。

第 5 2 号議案

島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例（昭和 5 7 年島原市条例第 1 7 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の手続等)

第 2 条 島原市立夜間照明施設（以下「照明施設」という。）の使用許可を受けようとする者は、条例第 5 条の規定により島原市立夜間照明施設使用許可申請書（様式第 1 号）を、使用する日の 1 4 日前までに、教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めたときは、この限りでない。

2 委員会は、照明施設の使用の許可をしたときは、島原市立夜間照明施設使用許可書（様式第 2 号）を交付するものとする。

3 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が照明施設を使用するときは、許可証を携帯しなければならない。

(使用許可の変更又は取消)

第 3 条 使用者は、許可を受けた申請事項を変更しようとするときは、使用する日の 3 日前までに島原市立夜間照明施設使用変更申請書（様式第 3 号）を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 使用者は、照明施設の使用を取り消そうとするときは、使用する日の 3 日前までに島原市立夜間照明施設使用取消届（様式第 4 号）を委員会に提出しなければならない。

(特別設備の許可)

第 4 条 条例第 7 条第 2 項の規定による特別の設備の許可を受けようとするものは、島原市立夜間照明施設特別設備許可申請書（様式第 5 号）を委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第 5 条 条例第 8 条第 2 項の規定により使用料を減免することができる場合及び減

免の率は、次のとおりとする。

- (1) 市が主催又は他の団体と共催して使用するとき 10 割
- (2) 島原市体育協会が主催又は他の団体と共催して使用するとき 10 割
- (3) 市内の小中学校が使用するとき 10 割
- (4) 前3号以外のもので、委員会が適当と認めるとき 10 割以内

2 前項の規定による減免を受けようとするものは、島原市立夜間照明施設使用料減免申請書（様式第6号）を施設使用許可申請書提出のときに、併せて提出しなければならない。

（使用料の返還請求）

第6条 条例第9条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとするものは、使用しないこととなった日から5日以内に島原市立夜間照明施設使用料返還請求書兼領収書（様式第7号）を委員会に提出しなければならない。

（使用者の守るべき事項）

第7条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用の許可を受けていない設備を使用しないこと。
- (2) 照明施設をき損し、又は滅失したときは、直ちに委員会に報告すること。
- (3) 照明施設の使用後、係員に届け出て点検を受けること。
- (4) その他許可条件に違反しないこと。

（読替）

第8条 条例第14条の規定により島原市立夜間照明施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第2条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあり、第2条中「教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」とし、第5条及び第6条までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

（補則）

第9条 この規則に定めるものを除くほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則（平成22年規則第53号）の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、この規則の規定による許可、手続その他の行為とみなす。

平成25年10月24日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会に移管される事務の関係規則の整備を図るため、この規則を制定しようとするものである。

第 5 3 号議案

島原市有明体育施設条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島原市有明体育施設条例（平成 1 7 年島原市条例第 7 8 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(休場日等及び開場時間等)

第 2 条 島原市有明体育施設（以下「体育施設」という。）の休場日又は休館日及び開場時間又は開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場若しくは休館することができる。

2 有明体育場

(1) 休場日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(2) 開場時間 午前 9 時から午後 10 時まで

3 有明青少年武道館

(1) 休館日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(2) 開館時間 午前 9 時から午後 10 時まで

4 有明の森運動公園（夜間照明施設）

(1) 休場日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

(2) 開場時間 午前 8 時から午後 10 時まで（午後 6 時から午後 10 時まで）

5 大野浜運動場

(1) 休場日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(2) 開場時間 午前 8 時から午後 6 時まで

(管理員)

第 3 条 委員会は、体育施設の管理上必要と認めたときは、管理員を置くことができる。

2 管理員は、委員会の指揮のもとに、使用者の活動が正常かつ円滑に行われるよう、体育施設の管理指導の任にあたらなければならない。

3 管理員は、管理状況を委員会に報告しなければならない。

(使用許可の手續等)

第4条 体育施設の使用許可を受けようとする者は、条例第4条の規定により島原市有明体育施設使用許可申請書（様式第1号）を、使用する日の1月前から7日前（各種大会及び合宿使用等の場合は、使用する日の1年前から1月前）までに、委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めたときは、この限りでない。

2 委員会は、前項の使用許可申請について、適当と認めたときは、島原市有明体育施設使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

3 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が体育施設を使用するときは、許可証を携帯しなければならない。

(使用の取消又は変更)

第5条 使用者は、体育施設の使用の取消し又は変更をしようとするときは、島原市有明体育施設使用取消（変更）申請書（様式第3号）に許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申請を認めたときは、島原市有明体育施設使用取消（変更）許可書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

(使用料の減免)

第6条 条例第6条第2項の規定により使用料を減免することができる場合及び減免の率は、別表のとおりとする。

2 使用料の減免を受けようとする者は、島原市有明体育施設使用料減免申請書（様式第5号）を委員会に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 条例第11条ただし書の規定による既納の使用料を還付できる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 使用者の責めに帰することのできない事由により使用できなかったとき
全額

(2) 使用者が使用の日の前日までに使用許可の取消しを申出て委員会の承認を得たとき
半額

2 使用料の還付を受けようとする者は、使用しないこととなった日から5日以内に島原市有明体育施設使用料返還請求書兼領収書（様式第6号）を委員会に提出

しなければならない。

(入場又は入館の制限)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するものの入場若しくは入館を拒み、又は退場若しくは退館させることができる。

- (1) 小学生以下の児童で保護者又は引率者がいないもの
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑になる物品若しくは動物の類を携行する者
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められる者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が体育施設の管理上支障があると認められる者

(使用者の守るべき事項)

第9条 使用者は、条例に定めるもののほか次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用の許可を受けていない施設及び特別な設備を使用しないこと。
- (2) 許可を受けずに広告又はこれに類する掲示をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をしないこと。
- (5) 施設及び附属設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに委員会に届け出ること。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、島原市有明体育施設条例施行規則（平成22年規則第54号）の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、この規則の規定による許可、手続その他の行為とみなす。

平成25年10月24日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会に移管される事務の関係規則の整備を図るため、この規則を制定しようとするものである。

第 5 4 号議案

島原市立れいなん会館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島原市立れいなん会館条例（平成 15 年島原市条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請等)

第 2 条 島原市立れいなん会館（以下「会館」という。）を使用しようとする者は、次の各号に掲げる区分により当該各号に掲げる手続きをしなければならない。

- (1) トレーニングルーム及びシャワー室 使用料を支払い利用券又は回数券（様式第 1 号）の交付を受け、使用の際に係員に提出しなければならない。
- (2) 会議室、談話室及び和室 島原市立れいなん会館使用許可申請書（様式第 2 号）を使用する日の 2 日前までに教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 委員会は、使用許可申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、島原市立れいなん会館使用許可書（様式第 3 号）を申請者に交付するものとする。

3 使用許可書の交付を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、会館を使用するときは、許可書を携帯しなければならない。

(使用の取消又は変更)

第 3 条 使用者は、会館の使用の取消し又は変更をしようとするときは、島原市立れいなん会館使用許可取消（変更）申請書（様式第 4 号）に許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第 4 条 条例第 6 条第 2 項の規定による使用料を減免することができる場合及び減免の率は、別表のとおりとする。

2 使用料の減免を受けようとする者は、島原市立れいなん会館使用料減免申請書（様式第 5 号）を委員会に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第 5 条 条例第 11 条ただし書の規定による既に納入した使用料を還付できる場合

及びその額は、次のとおりとする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することのできない理由により使用できない
場合 全額

(2) 使用者が使用の日の2日前又は前日までに使用の取消しを申し出た場合
全額

(3) 使用者が使用の日の前日までに使用の取消しを申し出た場合 半額

(4) 前3号に掲げるもののほか委員会が必要と認めた場合 委員会が定めた額

2 使用料の還付を受けようとする者は、島原市立れいなん会館使用料還付請求書兼領収書（様式第6号）を委員会に提出しなければならない。

（使用者の守るべき事項）

第6条 使用者は、条例に定めるもののほか次の事項を守らなければならない。

(1) 使用の許可を受けていない施設及び室を使用しないこと。

(2) 許可を受けずに広告又はこれに類する掲示をしないこと。

(3) 館内において飲食し、又は喫煙をしないこと。

(4) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をしないこと。

(5) 会館の施設及び器具等をき損し、又は滅失したときは、直ちに委員会に届け出ること。

(6) その他係員の指示に従うこと。

（読替）

第7条 条例第13条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合における第2条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあり、第2条中「教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」とし、第2条、第4条及び第5条の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、島原市立れいなん会館条例施行規則（平成22年規則第55号）の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、この規則の規定による許可、手続その他の行為とみなす。

平成25年10月24日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会に移管される事務の関係規則の整備を図るため、この規則を制定しようとするものである。

第 5 5 号議案

島原文化会館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島原文化会館条例（昭和 49 年条例第 14 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 島原文化会館（以下「会館」という。）の使用許可を受けようとする者は、条例第 5 条の規定により島原文化会館使用許可申請書（様式第 1 号）を教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 許可申請書の受付期間は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に認めたときは、この限りではない。

(1) 大ホール及び中ホール 使用しようとする日の 1 2 か月前（その日が休館日の場合は、その翌日）から 1 週間前（その日が休館日の場合は、その翌日）まで

(2) 小ホール、展示室、会議室及び和室 使用しようとする日の 6 か月前（その日が休館日の場合は、その翌日）から 1 週間前（その日が休館日の場合は、その翌日）まで

(使用の許可)

第 3 条 委員会は、前条の使用許可申請について適当と認めたときは、島原文化会館使用許可書（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

2 前項の使用許可は、申請の順序により行い、2 以上の申請が同じに行われたときは、協議又は抽選により決定するものとする。ただし、委員会が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、会館を使用するときは、許可書を携帯しなければならない。

(使用の取消し等)

第 4 条 使用者は、会館の使用の取消し又は変更をしようとするときは、島原文化会館使用許可取消（変更）申請書（様式第 3 号）に許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申請を認めたときは、島原文化会館使用許可取消（変更）許可書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

（使用許可の取消し等）

第5条 委員会は、条例第11条の規定により、使用の許可を取消し、停止し又は変更をするときは、速やかに島原文化会館使用許可（取消・停止・変更）通知書（様式第5号）により使用者に通知するものとする。

（使用時間）

第6条 会館の使用時間は、使用の許可を受けた時間とし、準備、練習又は原状回復に必要な全ての時間を含むものとする。

2 使用者は、使用を開始した後においては、使用時間を延長することができない。ただし、委員会が管理運営上支障がないと認めた場合に限り、延長して使用することができる。

（使用期間）

第7条 会館の使用期間は、同一使用者については、引き続き5日を超えることはできない。ただし、委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（附属設備の使用料）

第8条 条例別表の規定による規則で定める会館の附属設備の使用料は、別表第1のとおりとする。

（使用料の減免）

第9条 条例第8条の規定による使用料を減免することができる場合及び減免の率は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、島原文化会館使用料減免申請書（様式第6号）を文化会館使用許可申請書提出のときに併せて委員会に提出しなければならない。

（使用料の返還）

第10条 条例第9条ただし書の規定による使用料を返還できる場合及びその額は、次のとおりとする。

（1） 災害又は使用者の責によらない事由により、会館の使用ができなくなった場合 全額

（2） 使用者が使用の日の7日前までに、使用の取消しを申し出た場合で、委員

会が相当の理由があると認めたとき 5割

(3) 災害その他の使用者の責によらない事由により、使用を中止しなければならなくなったとき 5割

(4) 使用者が使用の変更を許可された場合で、既納使用料に過剰納金が生じたとき 過剰納金全額

2 使用者は、使用料の返還を受けようとするときは、使用しないこととなった日以後5日以内に島原文化会館使用料返還請求書（様式第7号）に許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。

（特別の設備）

第11条 使用者が条例第12条の規定により、会館使用のため特別な設備又は備え付け以外の器具を持込み使用しようとするときは、その内容を記載した書類を文化会館使用許可申請書提出のときに、併せて提出しなければならない。

2 前項の許可は、許可書にその旨を記載して行うものとする。

（使用者の遵守事項）

第12条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用者は、会館内外の秩序維持に必要な人員を配置すること。
- (2) 収容人員は、使用施設の所定人員を超えないこと。
- (3) 許可の使用を受けていない室及び付属施設を使用しないこと。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 許可を受けずに壁、柱等にはり紙、くぎ打等をしないこと。
- (6) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (7) その他係員の指示に従うこと。

（入場者遵守事項）

第13条 会館へ入場した者は、次の事項を守らねばならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 会館の内外を不潔にしないこと。
- (3) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかけないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) その他係員又は使用者の指示に従うこと。

（販売行為等の禁止）

第 14 条 会館の建物及び敷地内において、許可なく物品等の販売、寄付の要請その他これらに類する行為を行なってはならない。

(き損、滅失等の届出)

第 15 条 使用者は、会館施設又は附属設備若しくは器具等をき損又は滅失したときは、島原文化会館施設附属設備及び器具等き損(滅失)届(様式第 8 号)により、直ちにその旨を委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用後の点検)

第 16 条 使用者は、会館の使用を終わったときは、速やかに係員に申し出て点検を受けなければならない。

(読替)

第 17 条 条例第 16 条の規定により、島原文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合における第 2 条から第 7 条まで、第 9 条、第 10 条及び第 15 条の規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあり、第 2 条中「教育委員会(以下「委員会」という。)」とあるのは「指定管理者」とし、第 8 条から第 10 条までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(補則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、島原文化会館条例施行規則(平成 22 年規則第 39 号)の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、この規則の規定による許可、手続その他の行為とみなす。

平成 25 年 10 月 24 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会に移管される事務の関係規則の整備を図るため、この規則を制定しようとするものである。

第 5 6 号議案

島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

島原市教育委員会公印規則（平成 1 7 年島原市教育委員会規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条及び第 7 条第 1 項から 3 項までの規定中「教育総務グループ長」を「教育総務課長」に改める。

第 9 条第 2 項中「教育総務グループ長」を「教育総務課長」に改め、同項第 3 項中「グループ（以下「所管グループ」という。）」を「課（以下「所管課」という。）」に改める。

第 1 0 条第 2 項中「所管グループ」を「所管課」に、「教育総務グループ長」を「教育総務課長」に改め、同条第 3 項中「所管グループ」を「所管課」に改める。

第 1 1 条中「教育総務グループ長」を「教育総務課長」に改める。

別表第 1 島原市教育委員会印の項を次のように改める。

島原市教育委員会印	1	方 1 8	れい書	教育委員会名をも ってする文書	教育総務 課長	1
	1	方 2 4	れい書	教育委員会名をも ってする文書	同	1

別表第 1 中「

事務局各グループ長印	7	方 2 1	れい書	グループ長名をも ってする文書	各グループ長	各 1
------------	---	-------	-----	--------------------	--------	-----

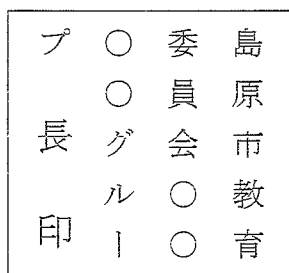
」を「

事務局各課長印	7	方 2 1	れい書	グループ長名をも ってする文書	各課長	各 1
---------	---	-------	-----	--------------------	-----	-----

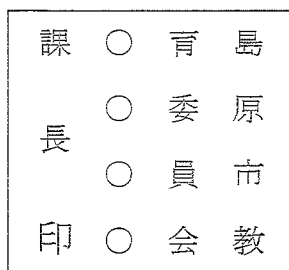
」に改め、同表島原市教育委員会印の項を次のように改める。

島原市教育委員会印	1	方 4 0	れい書	辞令、表彰状	教育総務 課長	1
-----------	---	-------	-----	--------	------------	---

別表第 2 の表中「



」を
「



」に改める。

附 則

この規則は、平成２６年１月１日から施行する。

平成２５年１０月２４日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会の事務に関する関係規則の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

第 5 7 号議案

島原市心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則

島原市心身障害児就学指導委員会規則（昭和 5 0 年島原市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「学校教育グループ」を「学校教育課」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会の事務に関する関係規則の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

第 5 8 号議案

島原市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

島原市教育委員会事務局処務規則（平成 8 年島原市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（組織）

第 2 条 島原市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に、次の課を置く。

教育総務課

学校教育課

社会教育課

スポーツ課

2 課に班を置くことができる。

第 3 条第 2 項中「グループにグループ長」を「課に課長」に改める。

第 4 条中「グループ長」を「課長」に改める。

第 5 条を次のように改める。

第 5 条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

教育総務課

- （1） 委員会の運営事務及び教育委員に関すること。
- （2） 委員会の会議に関すること。
- （3） 秘書事務に関すること。
- （4） 市町村教育委員会及び事務局の連絡調整に関すること。
- （5） 事務局の運営及び総合調整に関すること。
- （6） 委員会の公印の管守に関すること。
- （7） 教育関係の表彰に関すること。
- （8） 事務局職員の任免、給与、服務、分限その他人事に関すること。
- （9） 委員会規則、訓令、告示等の制定及び改廃に関すること。
- （10） 予算の編成及び執行に関すること。
- （11） 教育財産の取得及び廃止等に関すること。
- （12） 教育施設の目的外使用の許可に関すること。

- (13) 教育施設の管理、営繕、保全計画及びその実施に関すること。
- (14) 教育施設台帳に関すること。
- (15) 工事その他契約に関すること。
- (16) 入札及び竣工検査に関すること。
- (17) 学校林に関すること。
- (18) 奨学金の貸付に関すること。
- (19) 児童及び生徒の就学援助に関すること。
- (20) 一般財団法人島原市教育文化振興事業団に関すること。
- (21) 東京学生寮に関すること。
- (22) 教育関係の調査統計に関すること。
- (23) 教育行政相談に関すること。
- (24) 文書の収受及び発送に関すること。
- (25) 教育文化振興基金に関すること。
- (26) 奨学金貸付基金に関すること。
- (27) 他の課に属さない事項に関すること。

学校教育課

- (1) 学校経営管理の指導に関すること。
- (2) 教職員の任免その他人事に関すること。
- (3) 教職員の服務及び指導に関すること。
- (4) 教職員の人事評価に関すること。
- (5) 教職員の研修に関すること。
- (6) 学級編制に関すること。
- (7) 学齢簿の編製及び就学に関すること。
- (8) 学校評価に関すること。
- (9) 教育課程及び学習指導に関すること。
- (10) 研究校の指定及び指導に関すること。
- (11) 道徳教育、生徒指導及び進路指導に関すること。
- (12) 特別支援教育に関すること。
- (13) 人権・同和・平和教育に関すること。
- (14) 学校図書館の指導に関すること。

- (15) 交流教育に関すること。
- (16) 外国語指導助手に関すること。
- (17) 学校給食の指導及び事務に関すること。
- (18) 教育評価に関すること。
- (19) 教科用図書の採択及び無償給付、給与に関すること。
- (20) 教材使用承認及び届出に関すること。
- (21) 教職員の免許状に関すること。
- (22) 特別支援教育就学奨励費補助金等に関すること。
- (23) 北村西望賞基金に関すること。
- (24) 学校教育関係者の叙勲に関すること。
- (25) 学校体育の指導に関すること。
- (26) 保健所、学校医及び学校保健会との連絡調整に関すること。
- (27) 学校保健の指導に関すること。
- (28) 学校の環境衛生に関すること。
- (29) 安全教育及び日本スポーツ振興センターに関すること。
- (30) 就学時健康診断に関すること。
- (31) スポーツ振興基金に関すること。
- (32) その他学校教育に関すること。

社会教育課

- (1) 生涯学習推進体制の整備に関すること。
- (2) 公民館、図書館、文化会館、少年センター、松平文庫その他社会教育施設の設置及び管理並びに運営の指導に関すること。
- (3) 社会教育委員会、公民館運営審議会、図書館協議会、文化財保護審議会及び文化財保護協会に関すること。
- (4) 青少年団体、婦人団体、PTA、文化団体等の育成に関すること。
- (5) 青少年の健全育成及び家庭教育に関すること。
- (6) 成人学級、青年教室の開設、講座、講演会、展示会等の開催及び指導奨励に関すること。
- (7) 社会教育のために必要な設備器材及び資料の提供に関すること。
- (8) 社会教育に関する情報の交換及び調査研究に関すること。

- (9) 視聴覚教育に関すること。
- (10) 芸術及び文化の振興に関すること。
- (11) 図書館等図書整備基金に関すること。
- (12) 文化財の調査、保護、活用及び顕彰に関すること。
- (13) 少年センターとの連絡調整に関すること。
- (14) 社会同和教育に関すること。
- (15) その他社会教育に関すること。

スポーツ課

- (1) スポーツ推進委員に関すること。
- (2) 体育施設の設置及び補修整備に関すること。
- (3) 体育行事の計画及び社会体育の指導に関すること。
- (4) スポーツ少年団の指導に関すること。
- (5) 体育及びスポーツの調査統計に関すること。
- (6) 体育関係諸団体の育成に関すること。
- (7) スポーツ安全保険に関すること。
- (8) 九州学生駅伝に関すること。
- (9) 第 69 回国民体育大会及び第 14 回全国障害者スポーツ大会に関すること。
- (10) その他体育及びスポーツに関すること。

2 教育長は、臨時又は特別の事務については、前項の規定にかかわらず、別に事務分掌を定めて処理させることができる。

第 6 条中「グループ長」を「課長」に改める。

第 9 条中「各グループ」を「各課」に、「他のグループ」を「他の課」に、「関連するグループ」を「関連する課」に改める。

第 10 条第 7 号中「グループ長」を「課長」に改める。

第 11 条中「各グループ長」を「各課長」に改める。

別表を次のように改める。

次のよう別紙 別表

附 則

この規則は、平成２６年１月１日から施行する。

平成２５年１０月２４日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会の事務に関する関係規則の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

別表（第 11 条関係）

区 分	事 項
課長共通	(1) 定例又は簡易な請願、申請、照会、回答、届、報告等に関する事。 (2) 定例若しくは簡易な通達又は經由文書の進達に関する事。ただし、副申を必要とするものを除く。 (3) 定例的な印刷物の整理及び配付に関する事。 (4) 公簿等に基づく諸証明及び閲覧に関する事。 (5) 届出等に関する関係者の呼出に関する事。 (6) 軽易な許可及び認可に関する事。 (7) 使用料、手数料その他収入金に対する納入通知に関する事。 (8) 委員会の所管に属する公の施設の使用料の徴収及び減免に関する事。 (9) 廃棄書類の処分に関する事。 (10) 各種団体との連絡に関する事。 (11) 各種啓発宣伝に関する事。 (12) 公印の管守に関する事。 (13) 課員の分掌事務に関する事。 (14) 課員の時間外勤務命令に関する事。 (15) その他軽易な事務に関する事。
教育総務課長	(1) 収入通知に関する事。 (2) 過誤納金の戻出命令及び過誤払の戻入命令に関する事。 (3) 島原市事務決裁規則（平成 22 年島原市規則第 15 号）別表専決区分主管課長の項の規定による経費の支出負担行為に関する事。 (4) 決裁を経た経費の支出命令に関する事。 (5) 事務局の職員の日帰り出張及び復命並びに勤務に関する事。

	ること。 (6) 総務部長及び会計課長名で請求する経費の支出に関すること。 (7) 1件3,000,000円未満の工事の起工及び業務の委託並びに請負業者の指名に関すること。 (8) 1件3,000,000円未満の入札に付する予定価格書の作成に関すること。 (9) 工事及び業務の委託の入札並びに竣工検査に関すること。 (10) 歳入歳出外現金の収入通知及び支出通知に関すること。 (11) 事務局職員の履歴事項等の照合及び証明に関すること。 (12) 教育委員会所属の庁用自動車に関すること。 (13) その他主管に属する軽易な事務に関すること。
学校 教育 課 長	(1) 学校教育に関する軽易な指導を企画し又は実施すること。 (2) 学齢簿を編製すること。 (3) 就学義務の猶予又は免除に関すること。 (4) 学齢児童生徒の出席を督促すること。 (5) 修学旅行、校外実習等の行事の届出及び承認に関すること。 (6) 給食に関する軽易な指導を企画し又は実施すること。 (7) 教材使用の届出及び承認に関すること。 (8) 教育課程の届出に関すること。 (9) 校長の休暇の承認及び出張の命令に関すること。 (10) 保健体育に関する軽易な指導を企画し又は実施すること。 (11) 学校施設及び設備の安全点検に関すること。

	(12) 伝染病及び感染症発生調査に関すること。 (13) 日本スポーツ振興センターの給付金の請求に関すること。 (14) その他主管に属する軽易な事務に関すること。
社会教育課長	(1) 社会教育及び文化に関する軽易な指導を企画し又は実施すること。 (2) 公民館及び図書館等の運営活動に関する諸報告の処理に関すること。 (3) 公民館の使用許可申請に関すること。 (4) その他主管に属する軽易な事務に関すること。
スポーツ課長	(1) 各種大会結果報告に関すること。 (2) 体育施設使用申請及び許可に関すること。 (3) スポーツ少年団に関する軽易な指導を企画し又は実施すること。 (4) 体育協会に属する軽易な事務に関すること。 (5) その他主管に属する軽易な事務に関すること。

第 5 9 号議案

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理
させる規則の一部を改正する規則

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則
(昭和 3 1 年島原市教育委員会規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「グループ長」を「課長」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会の事務に関する関係規則の整備を図
るため、この規則を改正しようとするものである。

第 6 0 号議案

島原市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則

島原市教育委員会事務局職員職名規則（昭和 3 1 年島原市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「グループ」を「課」に改める。

別表第 1 グループ長の項中「グループ長」を「課長」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会の事務に関する関係規則の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

第 6 1 号議案

島原市教育委員会教育長職務代理者規則の一部を改正する規則

島原市教育委員会教育長職務代理者規則（平成 4 年島原市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中「教育総務グループ長」を「教育総務課長」に改め、「学校教育グループ長」を「学校教育課長」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会の事務に関する関係規則の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

第 6 2 号議案

島原市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則

島原市文化財保護審議会規則（昭和 5 2 年島原市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「社会教育グループ」を「社会教育課」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会の事務に関する関係規則の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

第 6 3 号議案

島原市教育委員会事務の補助執行に関する規則を廃止する規則

島原市教育委員会事務の補助執行に関する規則（平成 2 2 年教育委員会規則第 3 号）は廃止する。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会に移管される事務の関係規則の整備を図るため、この規則を制定しようとするものである。

○島原市教育委員会事務の補助執行に関する規則

(平成 22 年教育委員会規則第 3 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 7 の規定により、島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助執行させる事務等)

第 2 条 教育委員会は、市長公室に所属する職員に島原市有明文化会館の管理運営に関する規則（平成 17 年教委規則第 30 号）に基づく事務を補助執行させるものとする。

2 前項の規定により、事務を補助執行させる場合における当該事務に関する決裁については、次に掲げる事項を除き、市長公室長に専決させるものとする。

(1) 補助執行させる事務に係る教育委員会規則の制定又は改廃に関する事務

(2) 補助執行させる事務に係る法令又は条例等に基づく教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の委嘱又は任命に関する事務

3 前項の規定により専決させるものとされた事務のうち、教育委員会が特に重要であると認められるものについては、同項の規定にかかわらず、これを教育委員会に諮らなければならない。

(報告)

第 3 条 教育委員会は、補助執行する補助職員に対し、教育委員会の会議への出席を求め、当該補助執行する事務について報告させることができる。

(雑則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長と協議して教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

第 6 4 号議案

平成 2 5 年度島原市教育委員会表彰について（追加分）

平成 2 5 年度島原市教育委員会表彰について、下記被表彰者の承認を求める。

【部活動の部】

氏名	年齢	住所	備考	功労内容	推薦者
友永 峰昭 ともなが みねあき			中学校部活動外部指導者	中学校部活動の外部指導者として、技術や生徒指導に取り組み、部活動運営に大きく貢献された。 昭和 4 9 年 4 月～昭和 5 1 年 3 月 （2 年） 昭和 6 2 年 4 月～平成 1 2 年 3 月 （1 3 年） 平成 1 4 年 4 月～平成 2 5 年 3 月 （1 1 年） 在職期間 2 6 年 第二中学校剣道部	第二中学校長

平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市教育委員会表彰規程第 2 条の規程により、平成 2 5 年度の島原市教育委員会表彰を行おうとするものである。

(参考)

○島原市教育委員会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、本市教育の振興並びに学術その他文化及び体育の進展に特に寄与したものの表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 次の各号に該当する個人又は団体に対しては、教育委員会が表彰する。

- (1) 公益事業に尽瘁し教育的に功労があり一般の模範と認められるもの
- (2) 特に教育的に奇篤な行為があったもの
- (3) 学校医・学校歯科医等が各学校の囑託として永年在職し功労のあったもの
- (4) その他教育委員会において表彰に値するものと認めたもの

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 表彰状
- (2) 感謝状

(賞金の附与)

第4条 前条の表彰状及び感謝状には、賞金又は記念品等を附与することができる。

(表彰申請)

第5条 第2条の規定に該当する個人又は団体で表彰するに値するものがあるときは、別表の様式により教育委員会に申請しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、告示の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

別表（省略）

○島原市教育委員会表彰規程に基づく表彰選考基準

1 校医の部

(1) 在職期間が満20年以上の者。

(2) 対象者は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

※参考1 県教育委員会表彰では、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は勤続30年で永年勤続表彰

※参考2 県教育委員会表彰を受ける前段として、市教育委員会表彰の受賞が要件とされる。

2 育友会の部

(1) 育友会・PTA会長として、在職期間が3年以上ある者。

期間の計算については、小学校・中学校の通算とする。

3 社会教育の部

(1) 島原市より委嘱された社会教育委員、公民館運営審議会委員、少年センター少年補導委員、図書館運営協議会委員、文化財保護審議会委員等の委員として5年以上。

(2) 郷土民俗芸能の保存継承、文化の向上に寄与した団体、個人

(3) 文化関係の大会出場者の表彰については、予選があるもので県大会で優勝若しくはそれと同等の賞を受け、県の代表として全国大会に出場する者又は団体。

(4) 上記以外で個人、団体を問わず表彰に値する者。満5年以上。

4 体育保健の部

(1) 体育指導委員、小学校の社会体育、スポーツ少年団の指導者他体育保健の普及・振興に貢献があった個人・団体。小学校社会体育における教職員を含む。

(2) スポーツにおける表彰は、体育協会表彰・有馬スポーツ賞もあり、全国大会優勝等特殊な場合のみとする。ただし、全国大会とは、予選があるもので、体育協会主催又は公的団体主催の大会をいう。

(3) 上記以外で個人、団体を問わず表彰に値する者。満5年以上。

5 部活動指導の部

(1) 島原市内の中学校においての外部指導者で期間が満5年以上ある者。

(2) 中学校の教職員は、学校体育なので該当しない。

(3) 小学校の社会体育の指導者は、体育保健の部で推薦。

6 徳行の部

- (1) 徳行が卓越し、他の模範となる者。
- (2) 寄付行為については、総額100万円相当以上（金品、不動産など）のもの。
- (3) 奉仕活動等については、満5年以上。

7 その他

- (1) 島原市教育委員会表彰規程により表彰に値する者。
- (2) 同一部門内においては、再度の表彰はしない。